

適正就学の取り組みについて

札幌市教育委員会学びの支援担当課

札幌市教育委員会では、お住まいの住所地からの通学にあたって、児童生徒の安全確保、身体的負担等を総合的に考慮し、校区を設定し、学校を指定しています。校区以外の特定の学校に通うため、居住実態がない虚偽の住所の届け出を行うことは、住民基本台帳法違反になりますので、行わないでください。

不適正な入学・通学は、ルールを守らなくてもよいという誤った認識を子どもたちに教えることになります。

保護者のみなさまにおかれましては、下記についてご理解いただき、引き続きご協力をお願いいたします。

記

○虚偽の住民登録は、住民基本台帳法違反になります。

例) 部活動が強い学校に入学するため、実際に居住しないが、校区内のアパート等の部屋や住宅を借りて住民登録をする。

例) 友人と一緒の学校に入学するため、実際に同居しないが、校区内の友人宅や親戚宅等に同居人等として住民登録をする。

⇒ 実際には、転入前の住所地などの校区外の住宅等から通学している。

○住所地に居住実態がないことを確認した場合は、直ちに転校の手続きを取ります。

- ・居住の事実が疑われる場合は、入学前に居住確認を行います。
- ・入学後、元の住所に戻ったことが判明した場合は、居住実態を証明できる書類の提出を求めます。(例：電気・ガス・水道等の支払い証明書等)
- ・調査を行った結果、住所地に居住実態がないことを確認した場合は、お子さまが実際に居住している校区の学校へ転校する手続きを取ります。

○一定の要件を満たす場合には、指定校以外の学校への入学等をお認めしています。

- ・転居の予定がある、兄姉が通学している学校に通いたいなど、何らかの事情により、指定校以外の小・中学校への入学等を希望し、一定の要件を満たす場合には、指定校以外の学校への入学等をお認めしています。
- ・部活動の有無を理由とした指定変更はお認めしていません。
- ・指定校の変更をお認めする基準は、札幌市ホームページ「通学区域外の学校への通学が認められる場合（指定変更）」でご確認ください。
- ・指定校の変更には、教育委員会での手続きが必要となりますので、詳細は、下記担当までお問い合わせください。

担当：札幌市教育委員会学びの支援担当課学びの支援係

電話：011-211-3821